

M E G U R O

Financial Report

目次

はじめに

区財政の現状と課題

1 収入と支出の動き.....	- 2 -
2 区の収入状況.....	- 3 -
3 区の支出状況.....	- 5 -
参考1 国による不合理な税制改正について.....	- 8 -
参考2 ふるさと納税による区財政への影響について.....	- 9 -
4 貯金(積立基金)と借金返済(公債費)の動き.....	- 11 -
5 主な財政指標.....	- 17 -
6 各年度決算時点での将来にわたる財政負担の状況.....	- 19 -
7 決算に基づく健全化判断比率について.....	- 20 -
用語解説.....	- 23 -

※ この白書における決算値は、特に指定のない限り、通常の「一般会計」ではなく地方財政統計上統一的に用いられる会計区分「普通会計」の金額を使用しています。

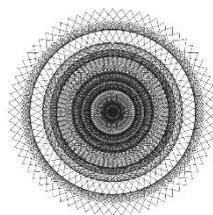
一般会計：目黒区の予算上の会計で、特別会計(国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計)以外の一般的な行政経費が計上されています。

普通会計：総務省の定める基準による統計上の会計で、目黒区では一般会計と用地特別会計を合算し、两会計間の重複や介護サービス事業費などを控除したものです。

※ 各表の計数は表示単位未満を四捨五入するなどの処理をしており、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合があります。

※ 年度表記については、表・グラフ中では原則として元号を省略しており、30年度までは平成、元年度以降は令和を表します。

※ 令和3年11月発行の財政白書の第2章と第3章に掲載していた「財政運営上のルール」と「財政収支の見通しと財政計画の策定」は、将来・未来に向けた取組に関するものであるため「財政白書」としてではなく別途公表しています。



表紙について

目黒区章の線画を5度ずつ回転させた幾何学図形。

目黒区の「目」をモチーフに将来、生活、暮らしを見つめるまなざしを表現しました。

はじめに

目黒区の「財政白書」は、平成8年7月に、バブル経済崩壊後の区財政のひっ迫した状況と、苦境を打開するための課題をまとめた「苦境に立つ区財政」を作成して以来、「実施計画」及び「財政計画」の策定に合わせて発行しており、今回で10回目となります。

前回の財政白書は、区財政が新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の収束が見通せない中、その影響が区税収入にマイナス影響を与えることが想定されていました。また、法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税といった国による不合理な税制改正の影響等による特別区交付金のマイナス影響も懸念されていた中で、将来の新たな行政需要及び大規模災害や急激な経済変動、学校をはじめとした区有施設の更新などに対応するため、健全で安定的な行政基盤を確立していくことを目的として作成しました。

現在わが国の景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しているとされています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される一方で、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。

令和5年度決算において区税収入は、コロナの感染症法上の位置付けが令和5年5月8日から5類感染症に引き下げられたことに伴い社会経済活動の正常化が進むことが見込まれた一方で、ウクライナ情勢の長期化による原油価格・物価高騰及び円安の影響などにより先行き不透明な景気動向でしたが、雇用・所得環境の改善が見られたことに伴い、過去最高額を記録しました。そのような中で、平時の業務と並行して物価高騰対策及びコロナ対策に取り組み、さらに、財政運営上のルールによる基金の積立てと起債発行額の抑制を行い、財源確保に努めました。

しかし、今後は、学校施設の更新をはじめとした区有施設の更新経費など様々な行政需要に対応するための財政負担や、景気変動による急激な歳入悪化などに備えた積立基金残高の確保など、区財政に対する課題は山積しています。

区では、令和4年3月に策定した「基本計画」及び令和6年2月に定めた「中期経営指針」を踏まえ、持続可能な行財政運営を行うため、社会経済状況の変化や新たな行政課題に対応していく事業を明らかにし、基本構想の実現を図るために、「実施計画」及び「財政計画」の策定に取り組んでいます。

この動きと合わせて、区におけるさまざまな施策の背景となっている区財政の過去から現在にフォーカスした「財政白書 2024」を作成いたしました。

基本構想に定めた「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」を実現していくため、将来にわたり安定して区民サービスを提供できる行財政基盤を構築するよう、最大限の取組を進めてまいります。

令和6年11月

目黒区

区財政の現状と課題

1 収入と支出の動き

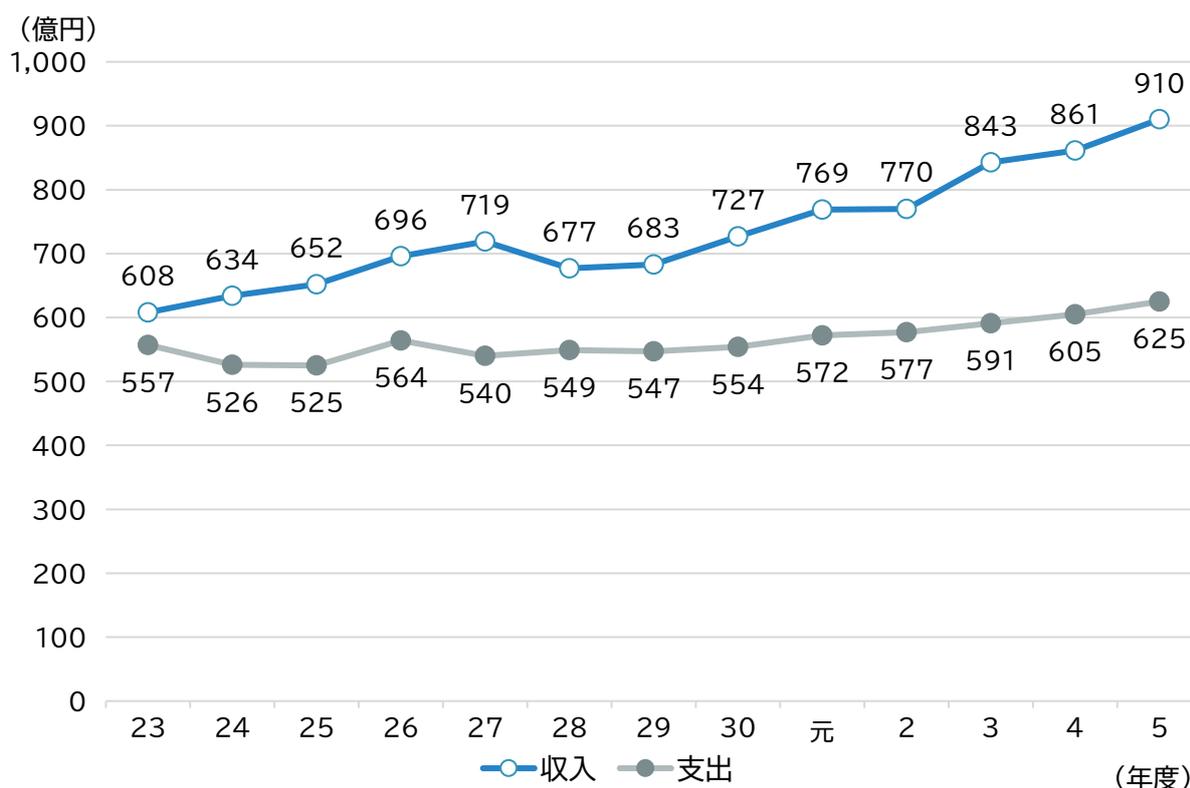
平成28年度には法人住民税の一部国税化などの影響により一時的に収入が落ち込みましたが、その後は緩やかな景気回復と共に、令和2年度以降もコロナによる大きな減収影響を受けることはなく、令和5年度は過去最高の収入でした。一方で、ふるさと納税による流出(P9参照)は年々増加しているため、マイナス影響について注視する必要があります。

支出については、平成23年度以降500億円台で推移していましたが、コロナ対策が始まった令和2年度以降増加し、さらにロシアによるウクライナ侵略に端を発した、原油価格・物価高騰対策に優先的に取り組んだ影響もあり、令和4年度には600億円を超えました。

(単位:億円)

区分	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
収入		608	634	652	696	719	677	683	727	769	770	843	861	910
支出		557	526	525	564	540	549	547	554	572	577	591	605	625

※収入:一般財源、支出:経常的経費充当一般財源



2 区の入収入状況

収入(特別区税、特別区交付金、譲与税・交付金)の推移

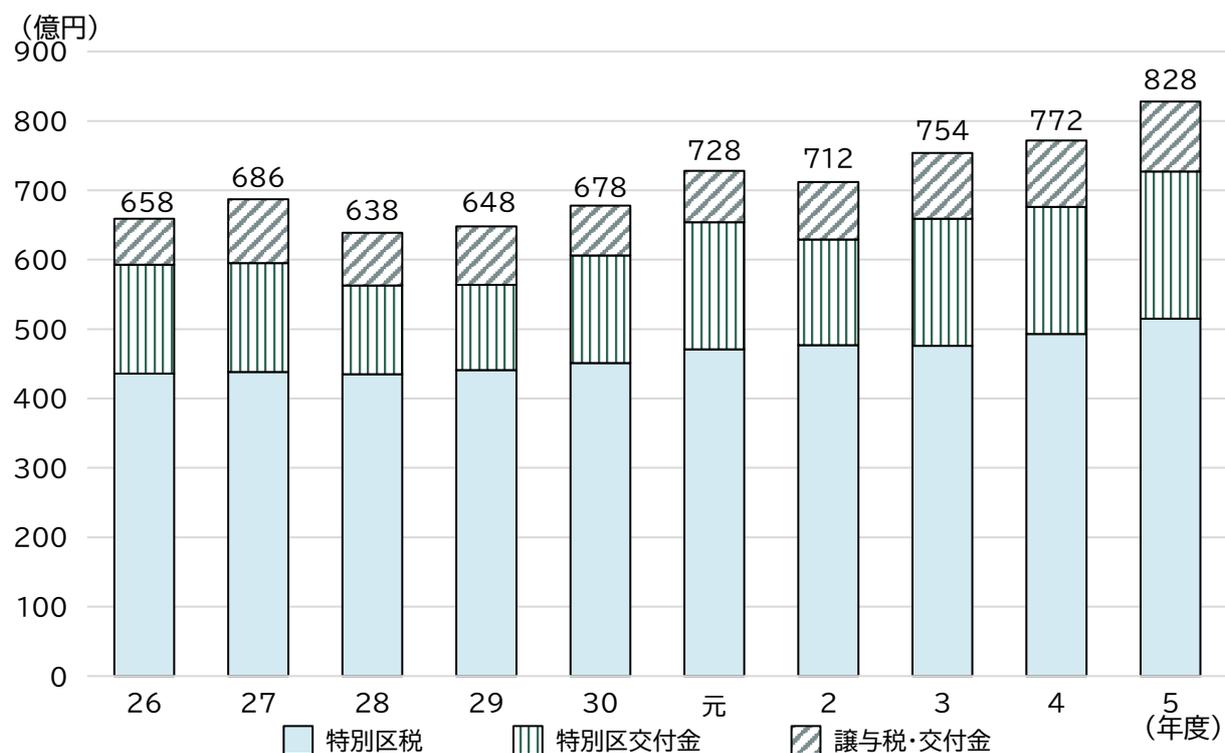
区の入収入の中心となる特別区税は、平成26年度以降緩やかな景気回復基調を背景として、特別区民税所得割の一人当たりの税額が増となったことなどにより、令和5年度には500億円を超えました。

都区財政調整に基づく特別区交付金は、平成28年度及び令和2年度は法人住民税の一部国税化などによりそれぞれ前年度と比べて28年度は29億円の減、2年度は31億円の減となりました。令和3年度以降は法人住民税について、コロナ禍であっても、企業収益が堅調に推移していることに伴い、令和5年度は212億円と前年度比29億円の増となりました。

譲与税・交付金は、平成26年度が66億円であった一方で、平成27年度以降は、70億円台を超えて推移しています。この要因として大きなものは、平成26年4月及び令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金が平成26年度の28億円から、令和5年度には71億円に増加しています。それ以外では、株式等譲渡所得割交付金が平成26年度から令和2年度までは3～7億円程度で推移していたところ、令和3年度及び5年度は11億円となった影響などがあります。結果として、令和5年度の譲与税・交付金は100億円を超えました。

(単位:億円)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
特別区税	436	438	435	441	451	471	477	476	493	515
特別区交付金	157	157	128	123	155	183	152	183	183	212
譲与税・交付金	66	92	76	84	72	74	83	95	96	101
合計	658	686	638	648	678	728	712	754	772	828



歳入構成の推移

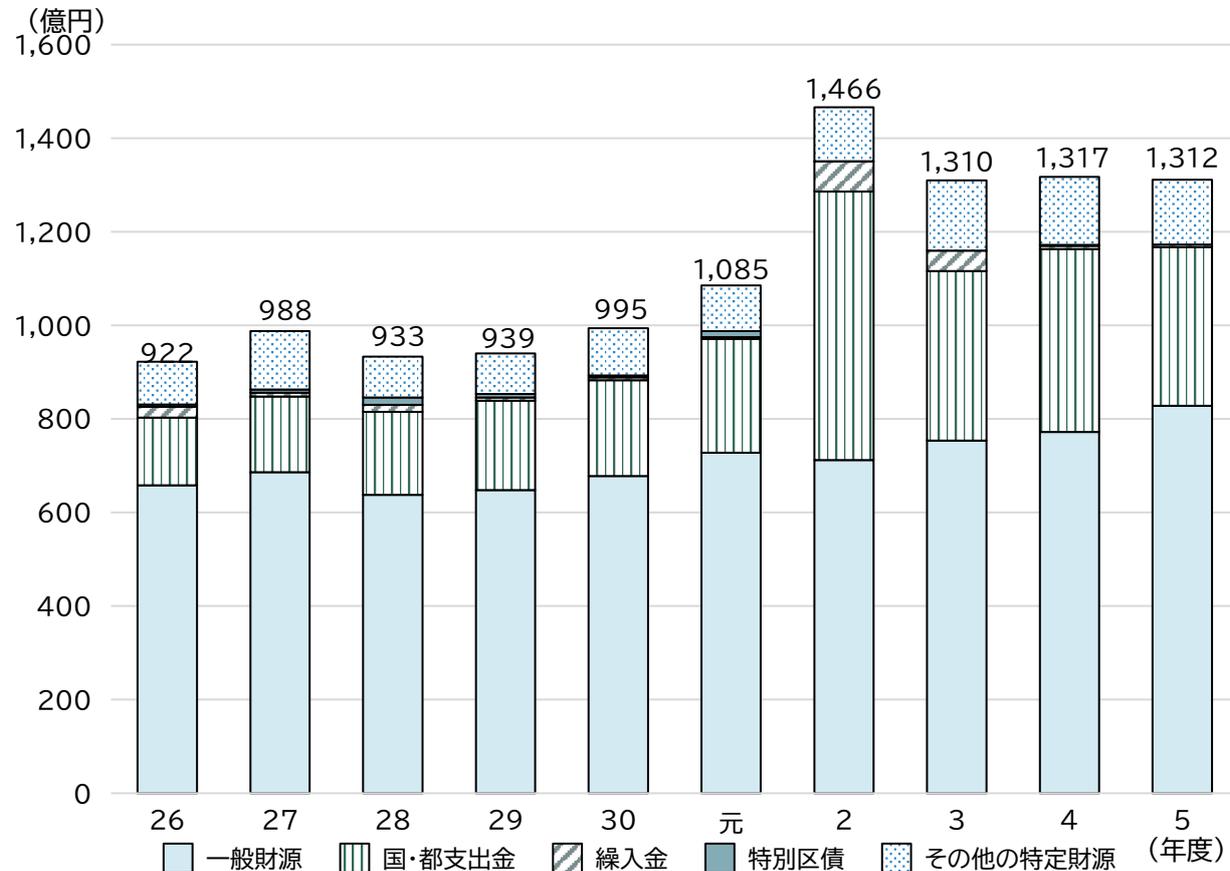
特定財源(使途が特定されている財源)を含めた歳入構成の推移を見ると、平成26年度以降は、景気回復と歳出抑制により、大きく基金を取り崩すことはありませんでしたが、令和2年度はコロナ等への対応で64億円、令和3年度は施設整備基金から40億円を取り崩して学校施設整備基金への組替を行ったため44億円と大きく取崩しを行っています。

国・都支出金は、令和2年度は特別定額給付金、令和3年度以降は新型コロナワクチン予防接種をはじめとするコロナ対応の各種補助金等、また、令和4年度以降は物価高騰対策の各種補助金加わり、令和2年度以降300億円～500億円台と金額が大きくなっています。

また、借金(特別区債)については、大規模な公園整備を中心とする起債を行った平成9～18年度の年平均は106億円程度でしたが、平成26年度以降の年平均は5億円程度と発行は抑えられており、令和3年度及び5年度は発行しませんでした。

(単位:億円)

区分	年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
一般財源		658	686	638	648	678	728	712	754	772	828
国・都支出金		145	162	177	191	205	243	574	362	391	339
基金等繰入金		23	8	15	7	6	4	64	44	7	6
特別区債		5	7	16	7	4	13	1	0	2	0
その他の特定財源		91	125	87	87	101	97	115	150	145	138
合計		922	988	933	939	995	1,085	1,466	1,310	1,317	1,312



3 区の支出状況

歳出構成の推移

投資的経費(道路・公園や公共施設等の整備費)は公共施設の建替などの影響で年度により増減しています。令和元年度が突出して大きい要因は、中央体育館の大規模改修があった影響です。

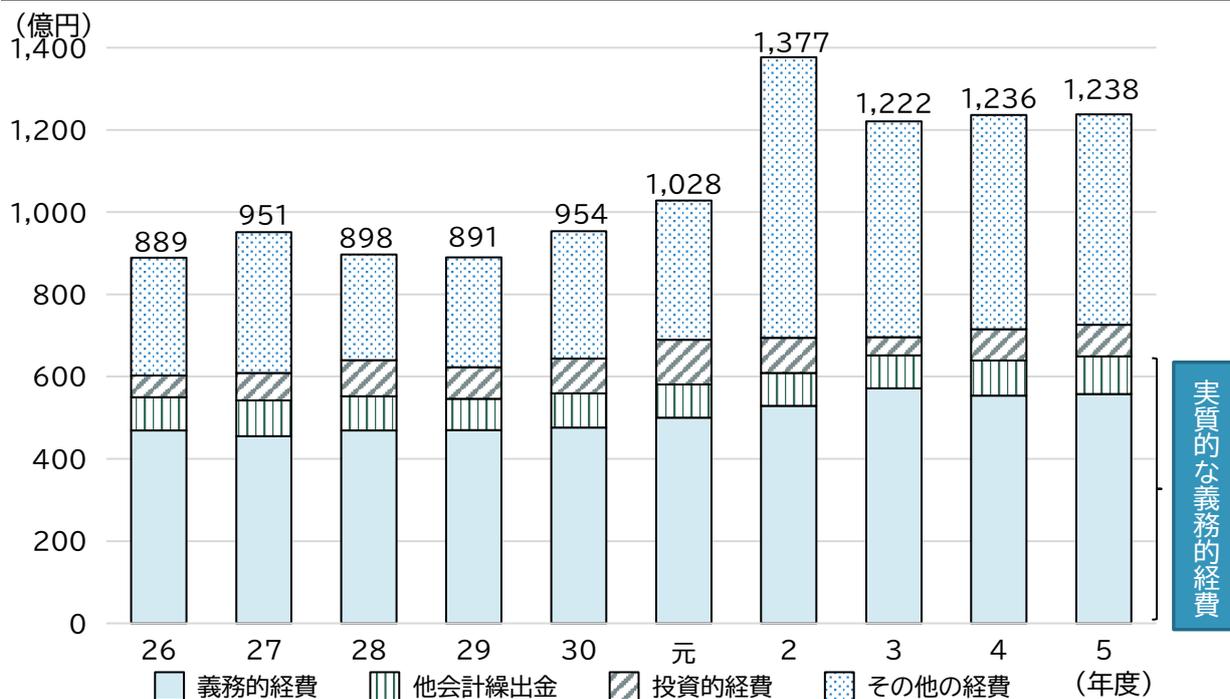
また、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)と他会計繰出金(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計への繰出金)を合わせた「実質的な義務的経費」は子育て世帯への支援などの影響から増加傾向にあります。令和2年度以降その他経費が大きくなっている理由は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保や環境整備の影響などによるものです。

義務的経費とは、職員給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び借金の返済経費である公債費の3つを指します。また、他会計繰出金は国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計に対して繰り出される医療・介護保険制度に係る負担金です。これらは支出が義務づけられ、任意に削減することが困難であることから、増え過ぎると財政構造の硬直化につながるものです。

財政構造の硬直化とは、収入の多くを義務的経費を中心とした経常的な経費に使っているため、新たな行政需要に対応するための新規経費や老朽化した施設の改修などを行う臨時経費に充てる財源が不足することをいいます。

(単位:億円)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
義務的経費	469	455	469	470	476	500	529	572	554	558
他会計繰出金	81	87	83	76	83	81	80	80	85	91
投資的経費	53	67	88	77	85	109	85	44	76	77
その他の経費	286	342	257	267	310	338	683	525	521	512
合計	889	951	898	891	954	1,028	1,377	1,222	1,236	1,238



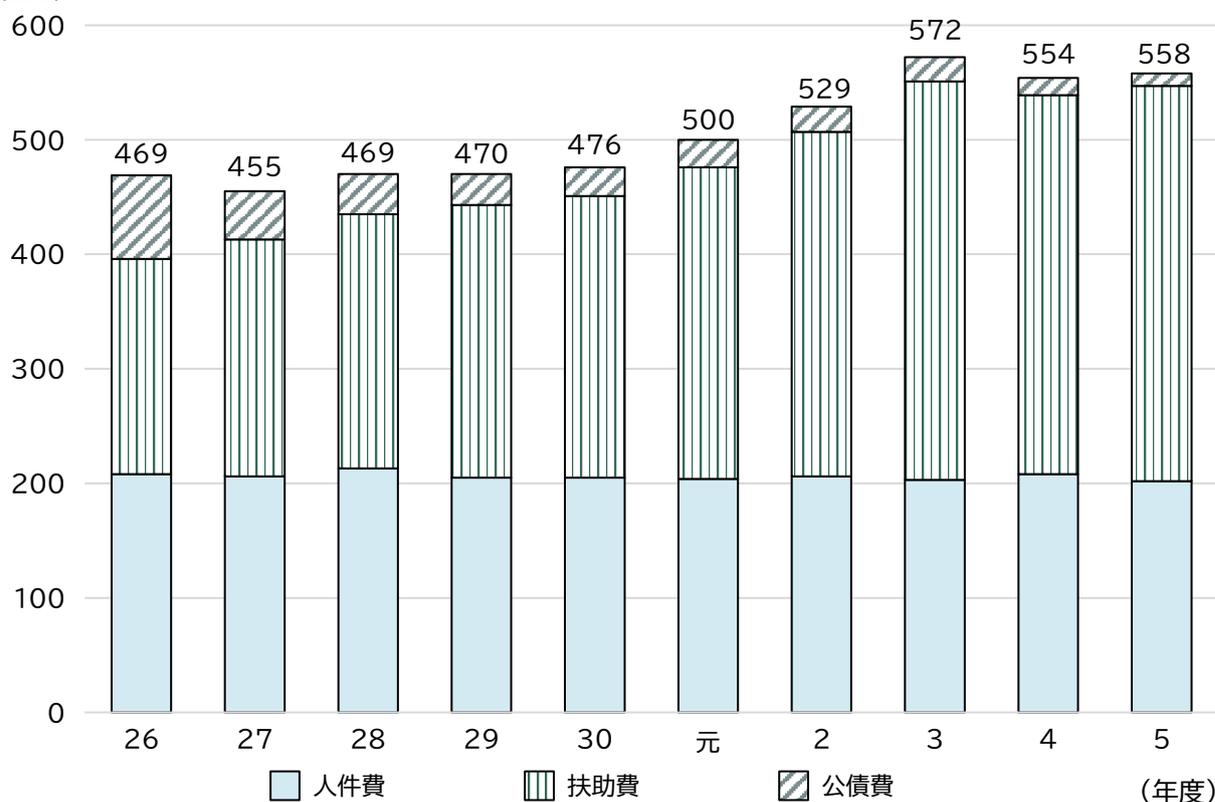
義務的経費の推移

義務的経費のうち、保育をはじめとする児童福祉や障害福祉、生活保護などの扶助費は、平成26年度は188億円でしたが令和5年度には345億円と10年間で157億円の大幅な増となっています。こうした中で、区では、職員定数や給与水準の見直しによる人件費の削減、新たな起債の抑制による公債費の削減を行うことによって、全体の義務的経費の増加を抑えています。扶助費の伸びが大きく合計額は10年間で89億円の増となっています。

(単位:億円)

区分	年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
人件費		208	206	213	205	205	204	206	203	208	202
扶助費		188	207	222	238	246	272	301	348	331	345
公債費		73	42	35	27	25	24	22	21	15	11
合計		469	455	469	470	476	500	529	572	554	558

(億円)



扶助費の推移

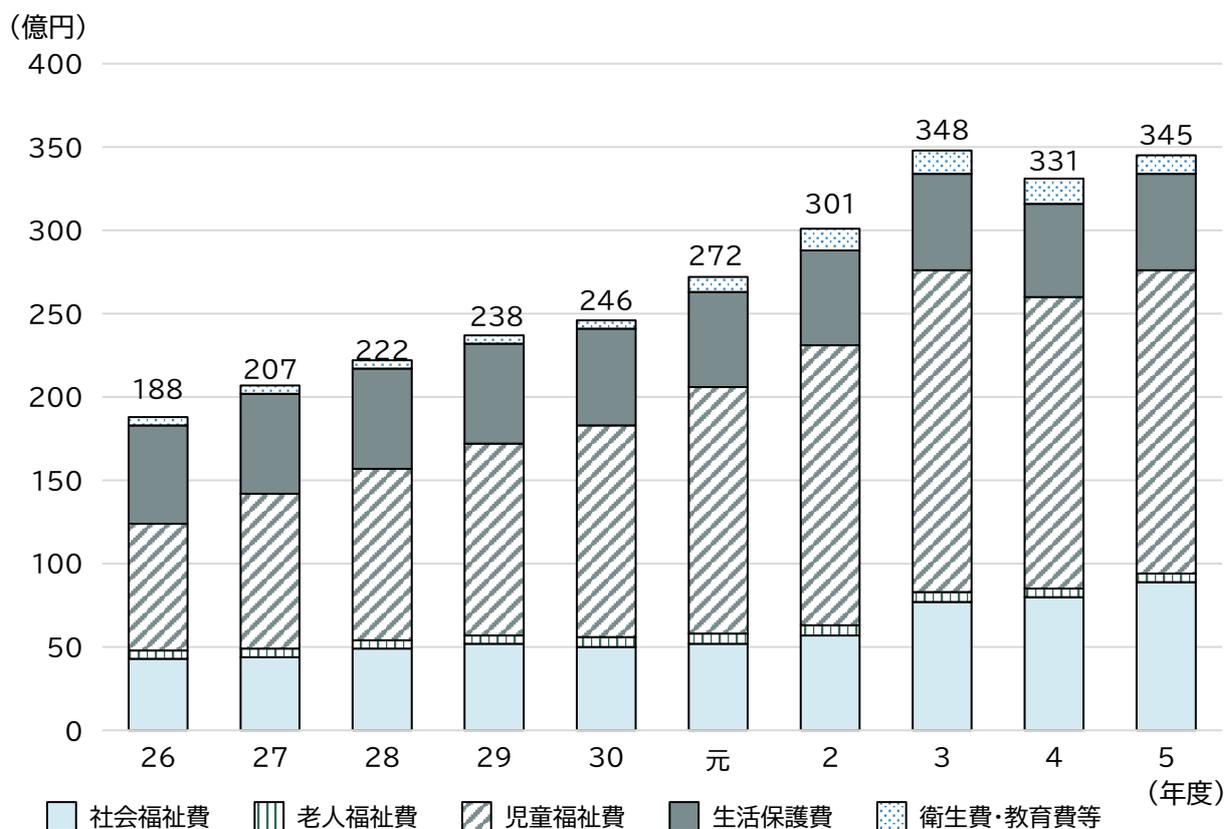
扶助費の中でも、児童福祉費、社会福祉費(障害福祉費等)の増加が大きく、令和5年度の児童福祉費は182億円で平成26年度比106億円の増、社会福祉費は89億円で同年度比46億円の増となっています。とりわけ児童福祉費の増加が著しいのは、待機児童対策として保育所整備を加速度的に進めてきたことなどによるものです。この取組の結果、令和2年度以降待機児童ゼロを維持しています。令和3年度は子育て世帯への臨時特別給付を行ったことなどにより、193億円となっています。

また、令和5年度から高校生等の医療費助成事業などを開始したことなどにより、増加傾向が続いています。

(単位:億円)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
社会福祉費	43	44	49	52	50	52	57	77	80	89
老人福祉費	5	5	5	5	6	6	6	6	5	5
児童福祉費	76	93	103	115	127	148	168	193	175	182
生活保護費	59	60	60	60	58	57	57	58	56	58
衛生費・教育費等	5	5	5	5	5	9	13	14	15	11
合計	188	207	222	238	246	272	301	348	331	345

※各経費の説明は用語解説を参照



参考1 国による不合理な税制改正について

国は、日本全体が人口減少局面にあり、東京一極集中の傾向が加速しているとして、「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、地方税である法人住民税の一部国税化や地方消費税清算基準の見直し、ふるさと納税制度などの不合理な税制改正により特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、特別区全体の影響額は令和6年度で約3,200億円、平成27年度からの累計で約1兆9,000億円にもなります。

令和6年度の特別区の影響額を目黒区に当てはめると、約106億円となります。

特別区は、「子育て支援対策」、「高齢者対策」、「防災・減災対策」など、大都市特有の膨大な行政需要・課題が山積しており、このままでは、こうした行政需要・課題に対応する行政サービスの提供に支障をきたすことになりかねません。

地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、自治体間による財源の奪い合いで解決させるのではなく、地方が担う事務と責任に見合った税源を国から地方へ移すなど、国が責任を持ってその財源を確保するべきです。

目黒区をはじめとする特別区は、国が進める税源偏在是正の動きに対し、特別区としての考えを主張していきます。

■法人住民税の国税化

消費税率引上げにより税収の地域間格差が拡大するため、地方税である法人住民税の一部を国税化して地方交付税の原資を増やすことにより、地域間の財政力格差の縮小を図ろうとするものです。特別区は、地方交付税の不交付団体であることから、地方交付税の原資が増えることの恩恵を受けず、一方では、法人住民税の一部が国税化されることにより、法人住民税を原資としている特別区交付金の額が減少するため、財源が失われるものです。

■地方消費税清算基準見直し

地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正では、人口の比率を大幅に引き上げ、従業者数の基準数値を廃止するなどの見直しが行われました。客観的な指標である統計の比率を引き下げ、統計で把握できない部分を補う指標である人口の比率を高めるという見直しは「税収を最終消費地に帰属させる」という清算基準の制度の本来の趣旨とかけ離れた不合理なものと言わざるを得ません。この見直しにより東京都が減収となるため、特別区でも東京都から交付される地方消費税交付金が減少することとなります。

参考2 ふるさと納税による区財政への影響について

■ふるさと納税制度

ふるさと納税とは、自分が応援したい自治体へ『寄付をする』ことで、寄付金額に応じた税の控除を受けられる仕組みです。税の使われ方を考えるきっかけとなる、生まれ故郷の力になるなど、「ふるさと納税制度の趣旨」には賛同します。しかし、寄付を建前としながらも税源偏在是正の目的であることが明白であり、各自治体の返礼品競争が過熱するなど、「ふるさとを応援する」という本来の趣旨から逸脱していると考えられます。

■目黒区のふるさと納税による区財政への影響

ふるさと納税は、住んでいる自治体へ納めるはずであった税金の一部をほかの自治体に寄付する仕組みです。区民のみなさんがほかの自治体へふるさと納税すると、その分、目黒区の税収が減ることになります。

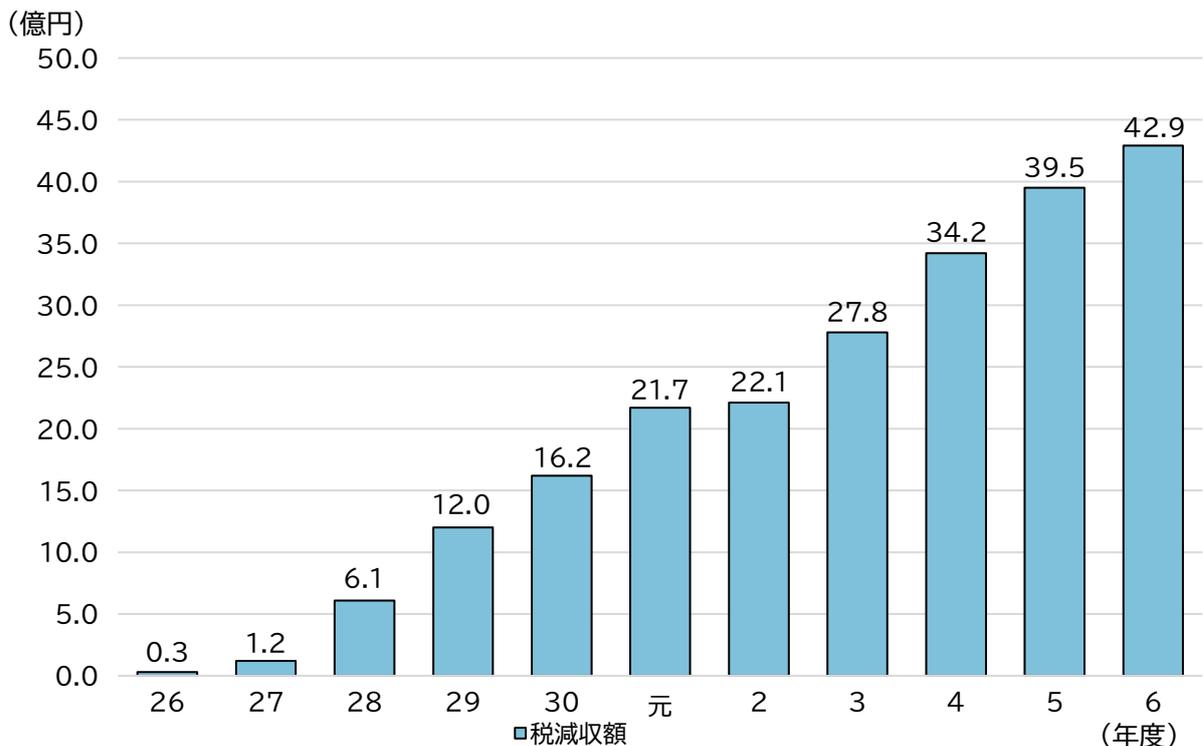
目黒区では、ふるさと納税による区の減収額は毎年増え続けており、令和3年度は約27.8億円、令和4年度は約34.2億円、令和5年度は約39.5億円の減収となりました。さらに令和6年度は約42.9億円の減収が見込まれています。

このまま減収額が拡大していくと、様々な行政需要・課題に対する行政サービスの提供に支障をきたすことになりかねません。

(単位:億円)

区分	年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
税減収額		0.3	1.2	6.1	12.0	16.2	21.7	22.1	27.8	34.2	39.5	42.9

※6年度は見込み額です。



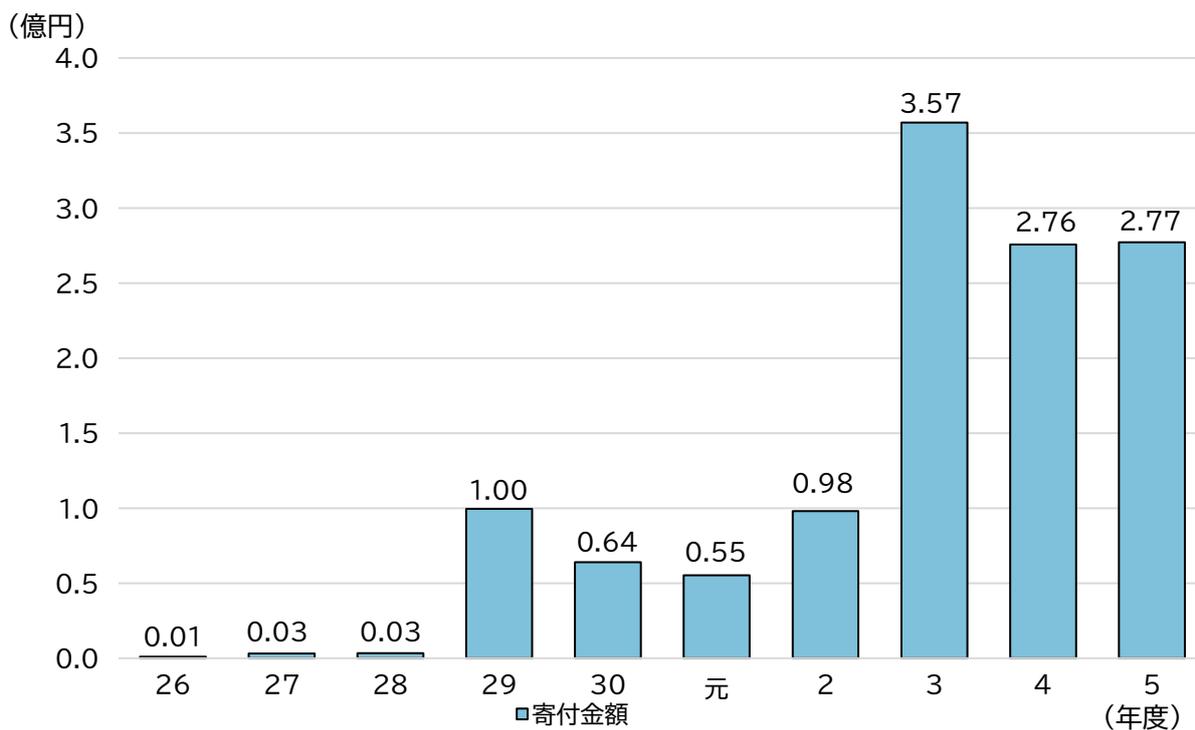
■目黒区のふるさと納税の受入

目黒区では上記で示したようなふるさと納税による減収を補うべく様々な寄付メニューや返礼品を準備し、寄付金を募っています。寄付メニューとしては子育て支援に関わるもの、桜の保全に関わるもの、まちづくりに関わるものなどがあります。また、返礼品はウェスティンホテルや雅叙園をはじめとした目黒区を代表するホテルのランチなど体験型のものが人気です。

こうした取組から目黒区のふるさと納税による収入額は以下のとおり推移しています。

(単位:億円)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
寄付金額	0.01	0.03	0.03	1.00	0.64	0.55	0.98	3.57	2.76	2.77



4 貯金(積立基金)と借金返済(公債費)の動き

貯金(積立基金)残高の推移

税収の落ち込みなど、いざというときに備えて、一般家庭と同じように区も貯金をしており、この貯金を積立基金といいます。財源不足が生じた際に活用する基金の残高は以下のとおり推移しています。

基金残高は、平成20年度から平成21年度にかけて、リーマンショックの影響により大幅に落ち込んだ収入に対応するために、毎年度大幅に基金を取り崩して対応した結果、平成23年度には104億円まで減少しました。

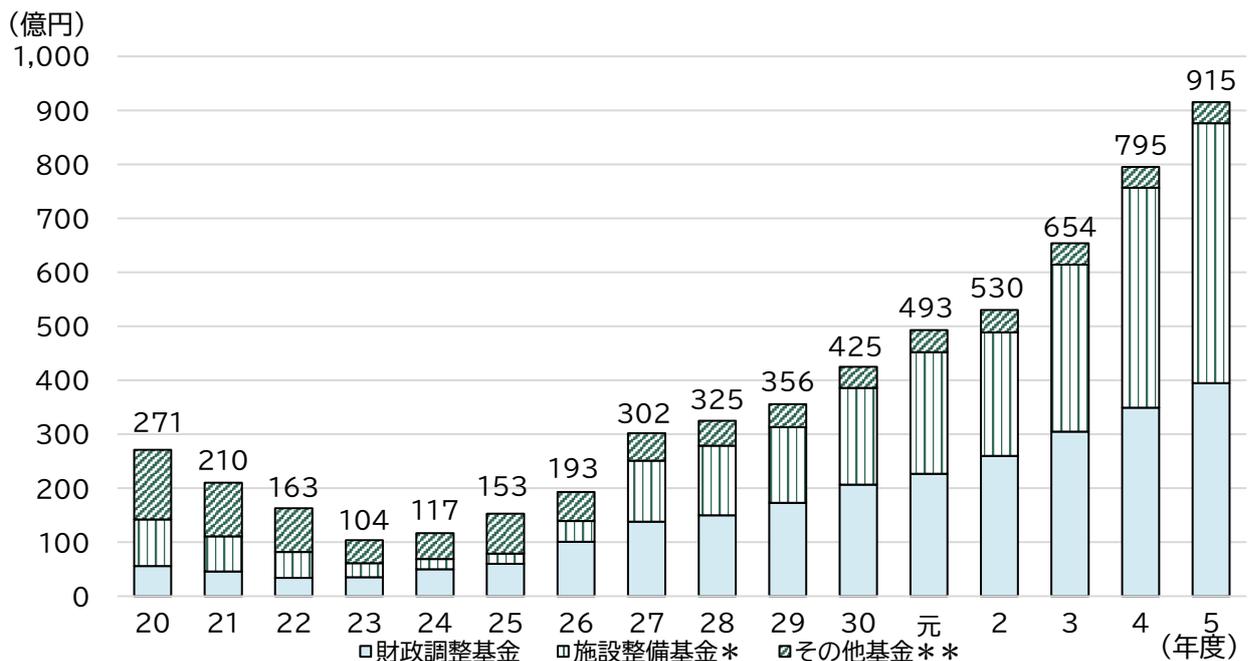
平成24年度から3か年で取り組むこととした「財政健全化に向けたアクションプログラム」において、不測の事態に対応可能な積立基金残高を確保するために、財政運営上のルールを定めました。平成25年度以降、ルールに基づき積立を行い、基金残高の積み増しを行っています。その結果、令和5年度末の基金残高が915億円となるなど、安定的な財政基盤の確立に一定の成果をあげることができました。一方で、今後は学校施設の更新をはじめとした区有施設の更新経費など様々な行政需要に対応するための財政負担や、景気変動による急激な歳入悪化などに備え、引き続き基金残高を確保していく必要があります。

(単位:億円)

区分 \ 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
財政調整基金	56	46	34	35	50	60	101	138	150	173	207	227	260	305	349	395
施設整備基金*	86	65	48	26	19	19	38	113	129	140	179	225	229	309	408	481
その他基金**	129	99	81	43	48	74	54	51	46	43	39	41	41	40	38	39
合計	271	210	163	104	117	153	193	302	325	356	425	493	530	654	795	915

*施設整備基金には学校施設整備基金を含む

**その他普通会計上の積立基金(減債基金、サクラ基金、社会福祉施設整備寄付金等積立基金など)



特別区債残高と公債費負担比率の推移、借入金(起債発行額)の推移

区が外部(国・民間)から資金を調達する長期の借入金のことを特別区債といい、これを発行することを起債といいます。

起債には世代間の負担の公平を図るという側面があるため、長期にわたって使用する施設や公園などの整備の際に活用します(いわゆる赤字を穴埋めするための起債は地方自治体では例外的なものとなっており、目黒区でも平成18年度以降は発行していません)。平成9～13年度に大規模な公園整備を中心とする起債(計794億円)を行いました。平成25年度以降は財政運営上のルールに基づき、将来的な公債費負担を軽減するために起債発行額を抑制しています(平成25～令和5年度合計56億円)。その結果、特別区債残高は令和5年度末で76億円と大きく減少しています。

また、起債した特別区債の償還経費(借金返済に必要なお金)のことを公債費といいます。令和5年度決算における公債費は約11億円で、歳出総額に占める構成比は0.9%となっています。

一般財源のうち公債費に充当された金額の割合で財政運営の硬直性を測るものとして公債費負担比率があります。公債費の負担が大きいと財政運営に余裕がなくなることから、公債費負担比率が15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。公債費負担比率は年々数値が改善しており、令和5年度は1.1%となっています(平成26年度は東山公園拡張整備の特別区債の満期一括償還などにより一時的に前年度比増)。これは、財政運営上のルールに基づく起債額の抑制と平成9～13年度に行った高額な起債の償還が順次終了したことによるものです。

今後は学校をはじめとする区有施設の更新が控えていることから、起債額が増加することが見込まれます。

■特別区債残高と公債費負担比率の推移

(単位:億円、%)

区分\年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
年度末特別区債残高	405	355	335	297	233	201	185	167	148	139	119	99	87	76
公債費負担比率	11.0	9.9	7.1	6.6	9.8	5.4	4.9	3.9	3.3	3.0	2.5	2.3	1.6	1.1

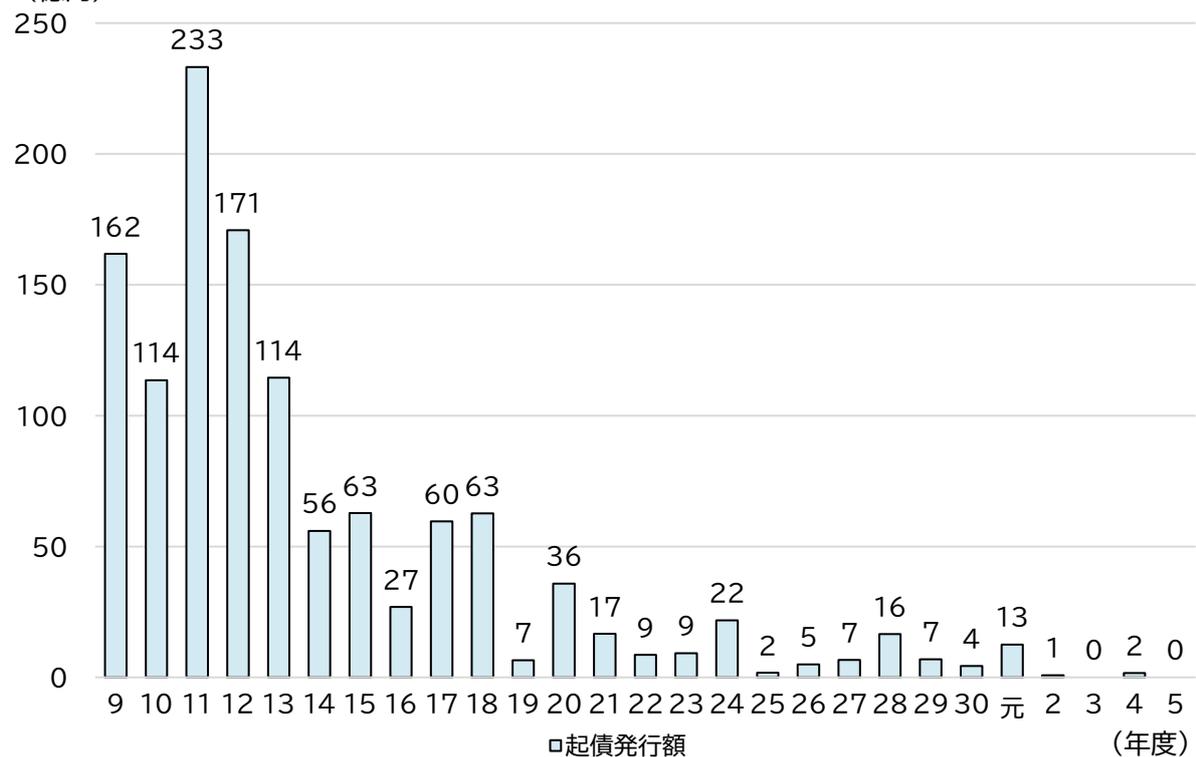


■起債発行額の推移

(単位:億円)

区分 \ 年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
起債発行額	162	114	233	171	114	56	63	27	60	63	7	36
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
	17	9	9	22	2	5	7	16	7	4	13	1
	3	4	5									
	0	2	0									

(億円)



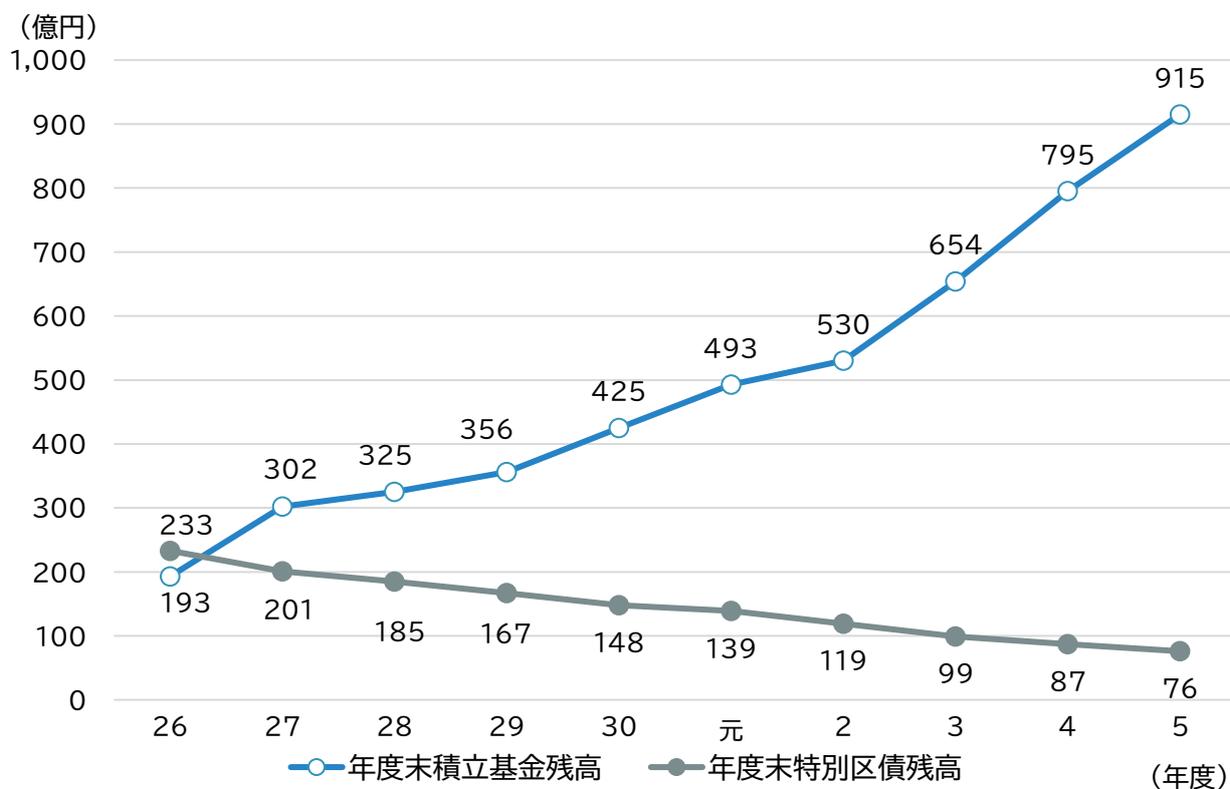
積立基金残高と特別区債残高の推移

目黒区は、平成26年度まで積立基金残高(貯金)よりも特別区債残高(借金)の方が多かった状況でしたが、財政運営上のルールに基づく貯金の積立と借金の抑制により、平成27年度からは特別区債残高(借金)よりも積立基金残高(貯金)の方が多くなりました。目黒区の令和5年度末の積立基金残高(貯金)は特別区の平均の8割程度となっていますが、今後の区有施設の更新などを考えると決して楽観視はできません。

地方交付税の不交付団体である目黒区などの特別区は、景気変動の影響を受けやすいため、もし貯金が尽きてしまうと、大きな税収の落ち込みがあった場合などには、区民サービスのために必要な財源を確保できなくなる恐れがあります。また、今後予定されている区有施設の更新のために起債額が増加することで特別区債残高が増加し、再び積立基金残高との差が縮むことが想定されます。そのため、持続的に安定した財政運営を行うことができるよう、健全で安定的な財政基盤を確立する必要があります。

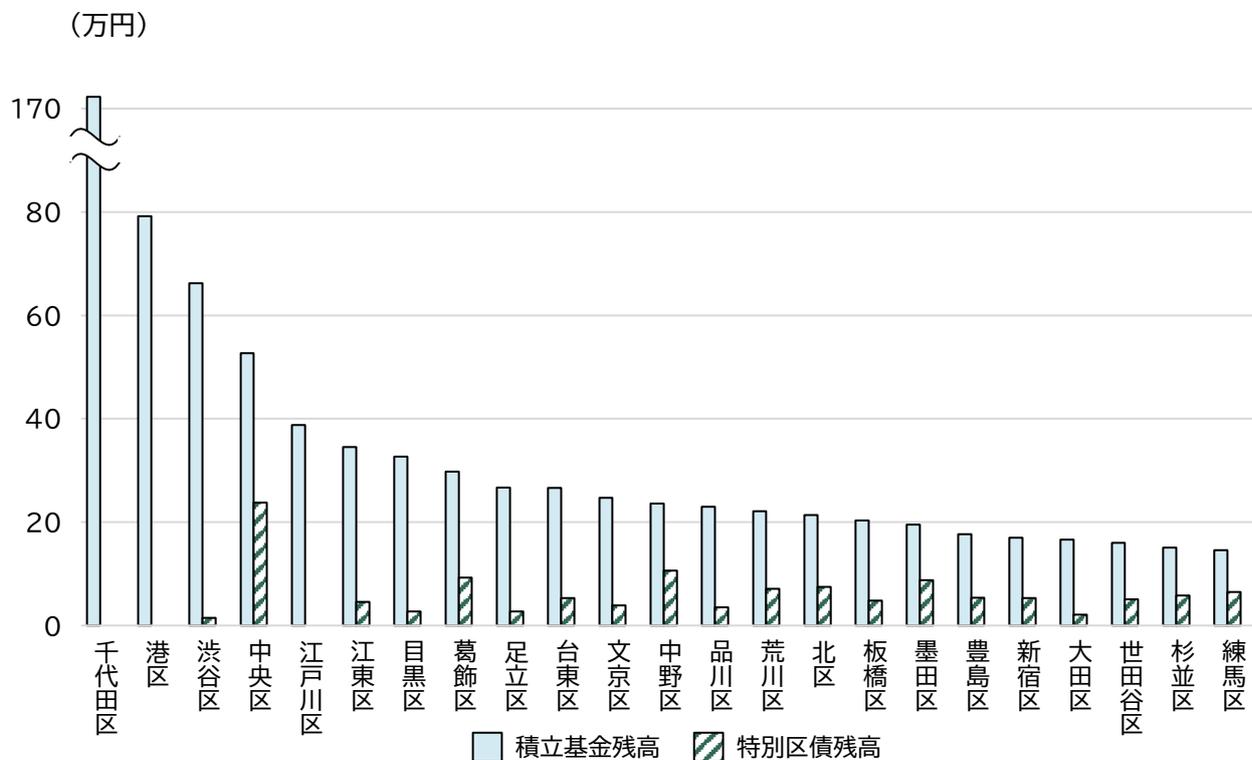
(単位:億円)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
年度末 積立基金残高	193	302	325	356	425	493	530	654	795	915
年度末 特別区債残高	233	201	185	167	148	139	119	99	87	76



区民1人当たりの積立基金残高と特別区債残高

以下は特別区における令和5年度末時点での区民1人当たりの積立基金残高(貯金)と特別区債残高(借金)を基金残高の多い順に並べたものです。目黒区の特別区における順位は、積立基金残高が7位(残高の多い順)、特別区債残高が6位(残高の少ない順)となっています。



(参考資料1)

令和5年度末における起債残高と積立基金残高の状況(普通会計)

区名	人口(R6.4.1)		起債残高		1人当り起債残高		積立基金残高		内財調基金		1人当り積立基金	
	(人)	順位 大→小	(百万円)	順位 小→大	(円)	順位 小→大	(百万円)	順位	(百万円)	順位 大→小	残高(円)	順位 大→小
千代田区	68,856	23	0	1	0	1	118,625	9	43,075	8	1,722,798	1
中央区	181,845	22	43,270	20	237,950	23	95,817	12	34,822	13	526,916	4
港区	267,250	17	26	2	97	2	211,621	2	58,163	2	791,847	2
新宿区	349,318	12	18,539	12	53,072	14	59,503	18	32,731	14	170,340	19
文京区	232,790	18	9,195	6	39,499	9	57,575	19	21,481	17	247,326	11
台東区	213,486	21	11,284	7	52,856	13	56,790	20	15,992	23	266,013	10
墨田区	285,784	15	25,093	15	87,804	20	55,606	21	25,065	16	194,574	17
江東区	539,439	8	25,048	14	46,433	10	186,113	3	45,625	7	345,012	6
品川区	410,260	10	14,260	8	34,758	8	94,532	13	19,389	20	230,420	13
目黒区	280,126	16	7,601	5	27,134	6	91,474	14	39,540	11	326,546	7
大田区	736,652	3	15,248	9	20,699	5	122,219	8	49,357	4	165,911	20
世田谷区	920,596	1	46,493	22	50,503	12	147,037	6	41,912	9	159,719	21
渋谷区	231,499	19	3,461	4	14,950	4	153,225	5	60,720	1	661,882	3
中野区	338,800	13	36,043	19	106,384	22	79,946	16	35,938	12	235,968	12
杉並区	574,841	6	33,132	18	57,637	16	86,974	15	57,463	3	151,301	22
豊島区	292,339	14	15,905	11	54,406	15	51,870	22	17,035	21	177,431	18
北区	358,516	11	27,007	16	75,330	19	76,817	17	21,413	18	214,264	15
荒川区	219,813	20	15,581	10	70,883	18	48,658	23	16,810	22	221,361	14
板橋区	574,768	7	27,408	17	47,685	11	116,564	10	30,775	15	202,802	16
練馬区	743,428	2	48,475	23	65,205	17	108,863	11	49,087	5	146,434	23
足立区	694,725	4	18,907	13	27,215	7	185,798	4	48,571	6	267,441	9
葛飾区	467,922	9	43,517	21	93,001	21	139,330	7	21,165	19	297,763	8
江戸川区	690,476	5	242	3	350	3	267,594	1	40,050	10	387,550	5
計	9,673,529		485,733		50,213		2,612,551		826,177		270,072	
平均	420,588		21,119		-		113,589		35,921		-	
	(多い順)		(少ない順)		(少ない順)		(多い順)		(多い順)		(多い順)	

5 主な財政指標

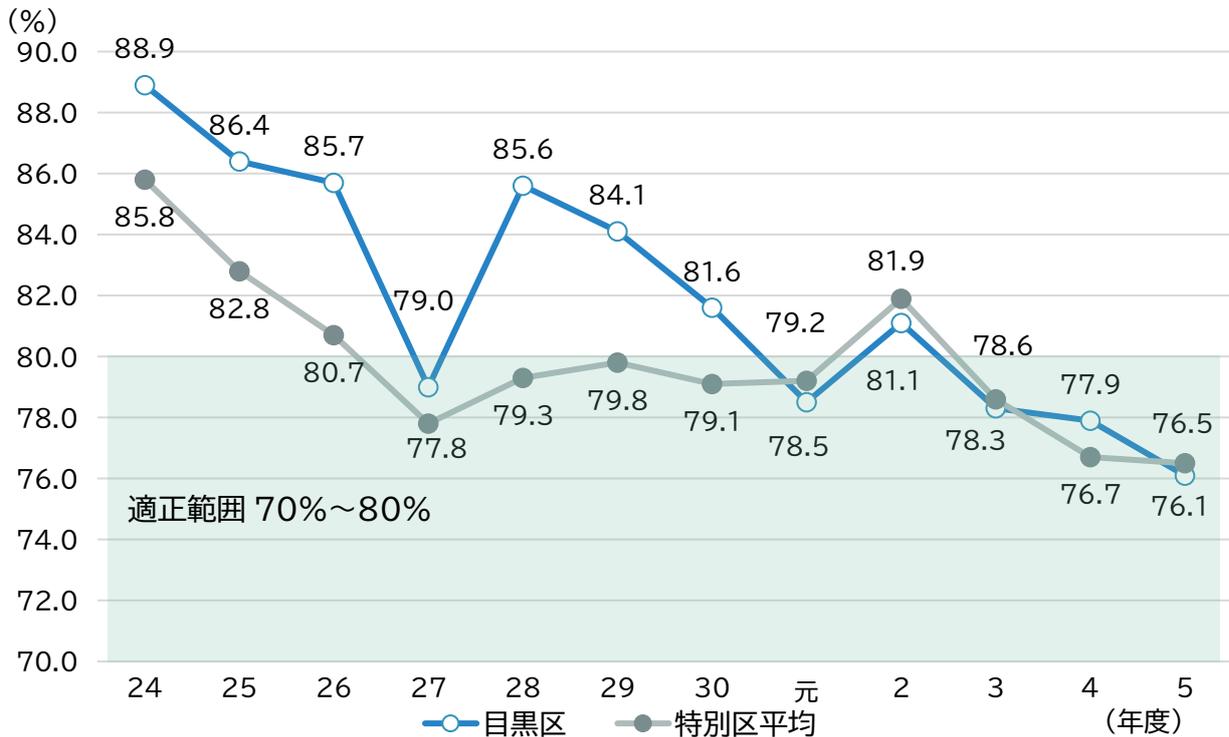
経常収支比率

地方税などの経常的に収入される一般財源がどの程度経常的経費に使われているかを示す指標として、「経常収支比率」があります。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるといわれています。目黒区と特別区平均の経常収支比率の推移を見ると、目黒区は平成30年度までは特別区平均を上回っていましたが、令和元年度以降は、特別区の平均前後となっています。

経常収支比率の適正範囲は70～80%と言われてしていますが、近年は法人住民税の一部国税化の影響により特別区交付金が大きく減となったことなどの影響で令和2年度に一時的に80%を超えたものの、令和3年度以降は適正範囲内に収まっています。一方で、適正範囲内に収まっている要因は分母である特別区税などの経常的な収入の増によるものです。分子である経常的な支出が伸び続けていることから、財政構造の硬直化から脱却しきれない状況であるといえます。

(単位:%)

区分	年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
目黒区		88.9	86.4	85.7	79.0	85.6	84.1	81.6	78.5	81.1	78.3	77.9	76.1
特別区平均		85.8	82.8	80.7	77.8	79.3	79.8	79.1	79.2	81.9	78.6	76.7	76.5



実質収支比率

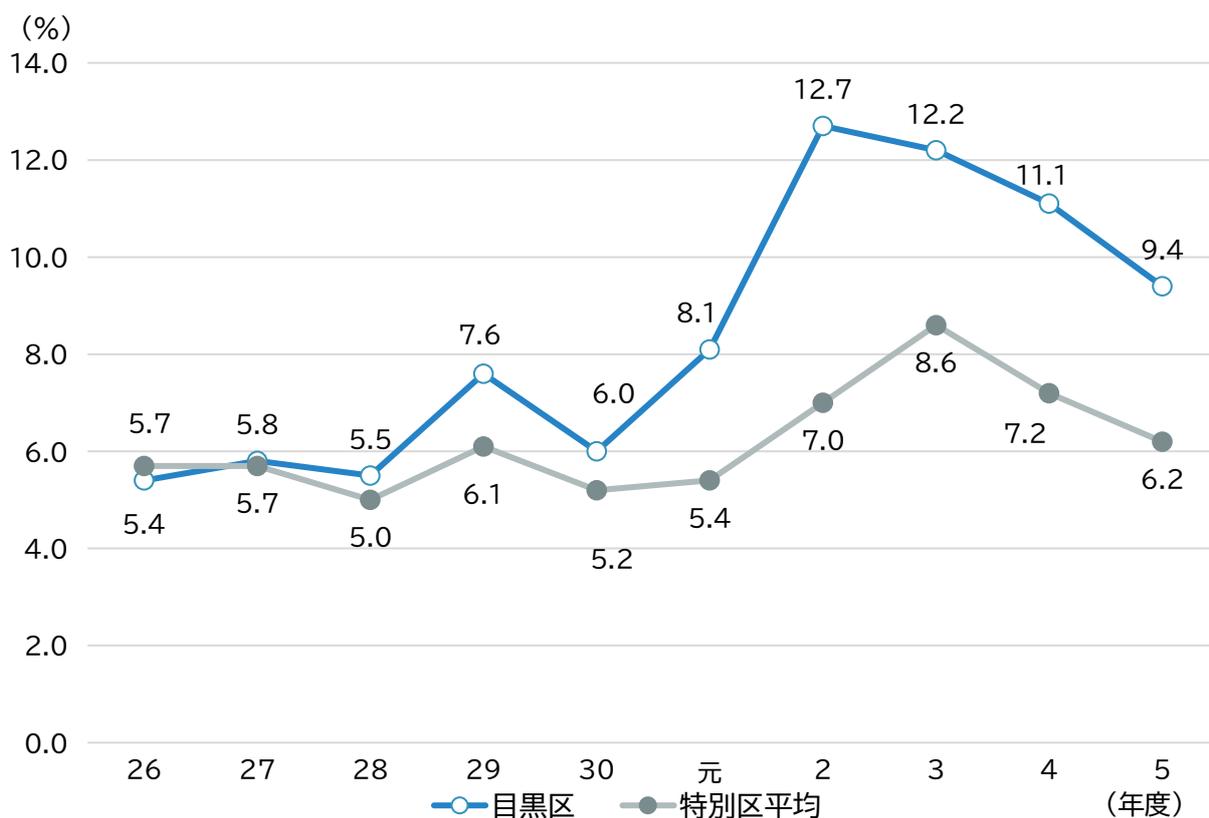
実質収支とは、財政運営の状況を判断する数値で、歳入決算額から歳出決算額を引いた額(形式収支)から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額のことであり、当該年度の黒字または赤字の額を示しています。

「実質収支比率」は、標準財政規模(特別区税、特別区交付金、地方譲与税などの一般財源をもとに地方自治体としての標準的な財政規模を示す額)に対する実質収支の割合を示す指標で、黒字であればプラスとなりますが、一般的にはおおむね3～5%が適当と言われています。

令和5年度においては、目黒区は9.4%であり、特別区平均と比較すると3.2ポイント高くなっています。これは、特別区税や特別区交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費等について、見通しを超えた収入があったこと、コロナ対策事業費や物価高騰対策事業費など、年度末まで予算執行の見通しが立てられなかったことによる不用額が多かったこと等が要因と考えられます。

(単位:%)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
目黒区	5.4	5.8	5.5	7.6	6.0	8.1	12.7	12.2	11.1	9.4
特別区平均	5.7	5.7	5.0	6.1	5.2	5.4	7.0	8.6	7.2	6.2



6 各年度決算時点での将来にわたる財政負担の状況

将来にわたる財政負担とは、今後、返済しなければならない特別区債の残高や、支払うことが決まっている債務負担行為(将来にわたる債務の負担限度額を定めておくこと)の合計額(借金等)から、将来への備えである基金(貯金)の額を差し引いたもので、決算時点において、将来の財政負担がどの程度残っているのかがわかります。

将来にわたる財政負担(△780億円)[令和5年度決算]

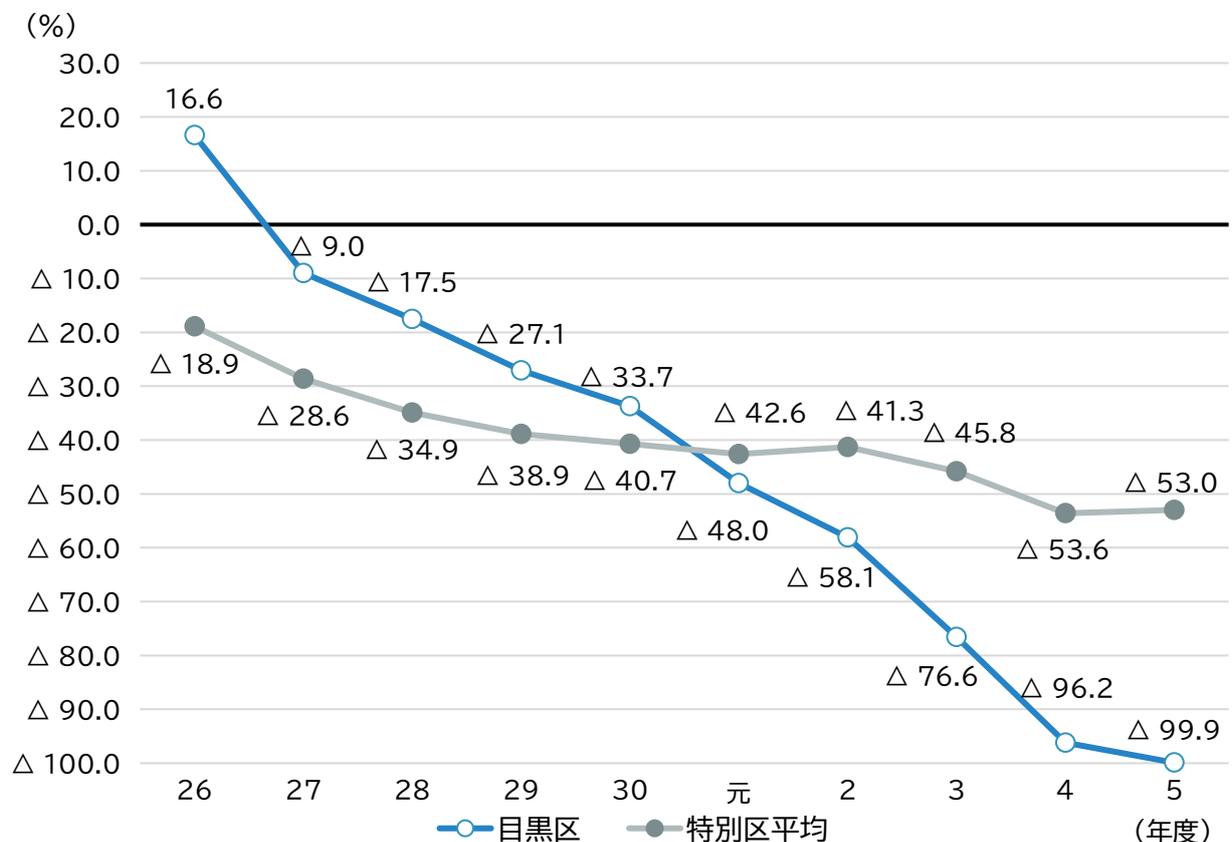
= 令和5年度末特別区債現在高(76億円) + 債務負担行為(59億円) - 令和5年度末基金残高(915億円)

この額を標準財政規模で除した数値の推移を示したものが以下の表です。この数値は、平成27年度からマイナスとなっています。また、特別区平均より高い値が続いていましたが、令和元年度以降は特別区平均を下回っています。これは新たな区債の発行を抑制することで起債残高の減少に取り組むと共に、将来の区有施設の更新に備え基金を積み立ててきた結果です。

しかしながら先に述べた学校施設の更新等が始まることから今後は、基金の取崩しや特別区債の増加が想定されます。持続的に安定した財政運営のために、特別区債や積立基金をさらに適切に運用していく必要があります。

(単位:%)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
目黒区	16.6	△ 9.0	△ 17.5	△ 27.1	△ 33.7	△ 48.0	△ 58.1	△ 76.6	△ 96.2	△ 99.9
特別区平均	△ 18.9	△ 28.6	△ 34.9	△ 38.9	△ 40.7	△ 42.6	△ 41.3	△ 45.8	△ 53.6	△ 53.0



7 決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)は、毎年度、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければならないことになっています。

目黒区の令和5年度の決算における健全化判断比率は以下のとおりです。前年度に引き続き、いずれも早期健全化基準を大きく下回っています。

実質公債費比率、将来負担比率については、特別区における算定上、国の定める算入公債費の額を実質の区の負担から大きく減じるルールとなっています(地方交付税で償還財源として算定されるため)。そのため、目黒区を含む特別区は国内での比較では格段に健全性が高い評価となります。

しかし、基準を下回れば直ちに問題がないとするのではなく、各指標を財政の健全性の一つの目安として、各指標の算定要素についても個別に着目し、分析を行い、引き続き健全化に取り組むことが求められています。

(単位:%)

年度	区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
5年度	健全化判断比率	-	-	△ 3.8	-
	実算定値(参考)	△ 9.36	△ 10.46	同上	△ 123.1
4年度	健全化判断比率	-	-	△ 4.0	-
	実算定値(参考)	△ 11.12	△ 12.32	同上	△ 127.0
早期健全化基準		11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、負の値(黒字)の場合「-」と表示しますが、参考として実算定値を記載しています。

■実質赤字比率

一般会計と用地特別会計の実質赤字額の標準財政規模に占める割合を比率で表すものです。

■連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対して占める割合を比率で表すものです。

■実質公債費比率

この指標は、一般会計等が負担する公債費、公債費に準ずるような債務負担行為(区外障害者入所施設に対する建設補助など)による支出、あるいは一部事務組合等の起債償還経費への負担金(東京二十三区清掃一部事務組合などが起こした地方債の償還経費に充てたと認められる負担金)など準元利償還金の負担が、標準財政規模に対してどの程度の比率かを表すもので、過去3年の平均値で算出します。

■将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、将来的な視点で地方債などいわば約束された償還総額が過度の負担になっていないかを確認する指標です。

公債費負担比率と実質公債費比率について

どちらも公債費に充当された一般財源額の割合を示す指標ですが、以下のような違いがあります。

	公債費負担比率	実質公債費比率
算定期間	・単年度	・3年間の平均値
令和5年度 決算数値	・1.1% (一般的に15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインといわれている)	・△3.8% (適正値は25%以下)
範囲	・普通会計の公債費	・普通会計の公債費 ・公営企業会計の公債費 ・公債費に準ずる債務負担行為 ・一部事務組合等の起債償還経費への負担金
メリット	・単年度の財政負担の状況が把握しやすい	・公営企業会計も含めた自治体全体の隠れ借金が把握できる
デメリット	・隠れ借金が把握できない	・積算ルール上実際は措置されない国の財源措置を算入するため特別区の実態と乖離

(参考資料2)

令和5年度決算に基づく健全化判断比率一覧表(特別区)

(単位:%)

区名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度
千代田区	-	-	-	-	△ 1.1	△ 0.9	-	-
中央区	-	-	-	-	1.1	0.6	-	-
港区	-	-	-	-	△ 1.8	△ 2.0	-	-
新宿区	-	-	-	-	△ 2.4	△ 2.9	-	-
文京区	-	-	-	-	△ 3.6	△ 4.1	-	-
台東区	-	-	-	-	△ 2.1	△ 2.6	-	-
墨田区	-	-	-	-	△ 0.6	△ 1.0	-	-
江東区	-	-	-	-	△ 2.8	△ 3.3	-	-
品川区	-	-	-	-	△ 3.7	△ 4.2	-	-
目黒区	-	-	-	-	△ 3.8	△ 4.0	-	-
大田区	-	-	-	-	△ 2.1	△ 2.6	-	-
世田谷区	-	-	-	-	△ 2.4	△ 3.0	-	-
渋谷区	-	-	-	-	△ 3.4	△ 3.8	-	-
中野区	-	-	-	-	△ 3.5	△ 4.1	-	-
杉並区	-	-	-	-	△ 4.6	△ 5.0	-	-
豊島区	-	-	-	-	△ 1.4	△ 1.4	-	-
北区	-	-	-	-	△ 2.0	△ 2.5	-	-
荒川区	-	-	-	-	2.2	△ 0.4	-	-
板橋区	-	-	-	-	△ 3.4	△ 4.1	-	-
練馬区	-	-	-	-	△ 2.5	△ 2.5	-	-
足立区	-	-	-	-	△ 3.4	△ 3.8	-	-
葛飾区	-	-	-	-	△ 1.5	△ 1.1	-	-
江戸川区	-	-	-	-	△ 5.0	△ 5.6	-	-
特別区平均	-	-	-	-	△ 2.6	△ 3.1	-	-

- 【備考】 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「-」と表記しています。
2 平均値は加重平均です。

用語解説

■財政運営上の3つのルール

財政運営上の3つのルールは、安定的かつ強固な財政基盤の確立に向けて平成24年10月に定め、平成25年度から運用を開始しました。その後、平成26年10月、令和3年11月の2度の見直しを経て、基本的な考え方は変えないものの課題や財政状況を踏まえて現在まで継続して運用を行っており、12年間の運用の結果、積立基金残高の確保及び公債費の減少など、安定的な財政基盤の確立に一定の成果を上げることができました。

一方で、今後の小中学校を中心とした区有施設の更新や市街地再開発事業への対応が見込まれることを踏まえると中長期的な視点では現行のルールには課題があることから、将来にわたり安定的な財政基盤を維持できるようルールを見直すこととし、令和6年10月に以下のとおり変更しました。

ルール1 財政運営の基本と積立基金の維持

各年度の予算編成は、基金に依存せず、その年度の歳入の範囲内で行うことを基本とします。やむを得ず基金を取り崩す場合でも、金額を極力抑制し、各年度末の財政調整基金の残高が最低でも100億円を維持するようにします。

ルール2 積立基金の自律的な積立

決算剰余金の2分の1の金額を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てます。また、施設整備基金と学校施設整備基金は各施設の減価償却費(調整後)の4分の1(25%)以上の金額を翌年度の予算までに積み立てます。

ルール3 起債の効果的運用

施設更新に当たっては世代間の公平性を確保するために起債を活用しつつも、将来的な公債費の負担を増大しすぎないようにするため、毎年の公債費負担比率が10%を上回らないようにします。

■財政健全化に向けたアクションプログラム

平成20年度から平成21年度にかけて、世界規模での経済危機に起因する景気後退により、収入が大幅に落ち込みました。そのままでは財源不足が生じてしまう可能性があったため、財源不足を確実に回避し、将来にわたり区民サービスを安定的、継続的に提供していくため、「緊急財政対策本部における事業見直し」、「各部局における事業見直し」、「新行革計画(平成24年度～平成26年度)の策定」、「実施計画(平成25年度～平成29年度)の検討」の4つを柱としたアクションプログラムに取り組みました。

そのうち、「緊急財政対策本部における事業見直し」においては、831事業を見直し対象とし、135億円の財源を確保することができました。

このような取組の結果、基金(貯金)を使い果たしてもなお財源が不足すると予想されていた状況が改善され、財源不足に陥ることなく、なおかつ平成26年度には財源活用可能基金(貯金)残高を139億円に回復させることができました。

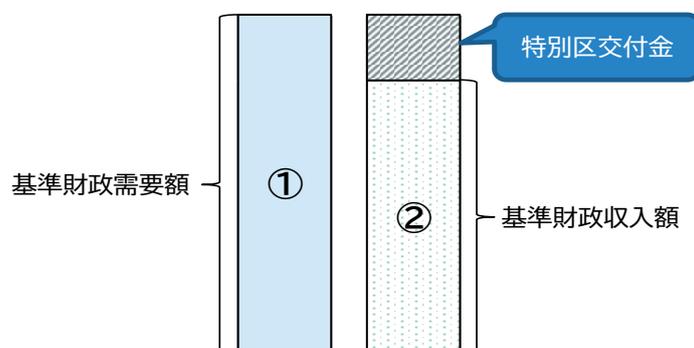
■都区財政調整制度と特別区交付金

都区財政調整制度とは、都と区間の財源配分を行う制度です。特別区においては、大都市地域の行政に一体性・統一性を確保するという観点から、本来は市町村が行う事務の一部(例:消防・下水道等)を東京都が行っています。この財源として、市町村税である固定資産税、市町村民税法人分(法人住民税)及び特別土地保有税等(法人事業税交付対象額、固定資産税減税補填特別交付金)の収入

額の合算額の55.1%は特別区交付金として特別区に交付され、残りの44.9%は都に配分されます。

交付金の配分率に関しては、児童相談所の設置に伴う特例的な対応として令和2年度から特別区の配分率が0.1%増加しています。配分割合については都と特別区で新たな会議体を設置し、児童相談所の事務の位置づけの整理を行っており、その後協議を行う予定です。

特別区交付金は、下図のとおり、人口などの区の規模に応じて必要なサービス量を積み上げた基準財政需要額(①)と、特別区税の一定割合などを積み上げた基準財政収入額(②)との差額が交付されます。



■一般財源

使い道が制約されない収入で、ここでは特別区税、地方特例交付金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車税環境性能割交付金、交通安全対策特別交付金、特別区交付金などを指します。

■経常的経費・臨時的経費

毎年度、継続的かつ恒常的に支出される経費を経常的経費、突発的・一時的な行政需要に対する経費や不規則的に支出する経費を臨時的経費に分類しています。中でも人件費・扶助費・公債費が、経常的経費のうち大きな割合を占めています。

■経常的経費充当一般財源

経常的経費に充当された一般財源を指します。

■目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類であり、P7に記載の経費の内容は以下のとおりです。

社会福祉費……障害者の福祉などに関する経費

老人福祉費……高齢者福祉住宅などの高齢者の福祉に関する経費

児童福祉費……保育園などの児童の福祉に関する経費

生活保護費……生活保護に関する経費

衛生費……医療、公衆衛生等に関する施策及びごみの収集、処理等に関する経費

教育費……区立小・中学校や図書館などに関する経費

■基金(積立基金)

特定の目的で資金を積み立てるため設置するもので、年度間の財源を調整するための財政調整基金、将来の特別区債の償還のための減債基金のほか、令和5年度末現在、目黒区の普通会計上は次の積立基金があります。

施設整備基金、社会福祉施設整備寄付金等積立基金、三田地区街づくり寄付金等積立基金、奨学事業基金、区営住宅管理基金、サクラ基金、スポーツ振興基金、子ども・子育て応援基金、学校施設整備基金、産業振興基金、芸術文化振興基金、動物愛護推進基金、障害福祉推進基金。

■特別区債

区が外部(政府資金、民間資金など)から資金を調達する長期の借入金の中で、施設建設などで多額の資金を要する場合などに発行します。長く利用される公共施設などについては、世代間の負担を公平にすることができます。

■公債費負担比率

公債費(地方自治体が借り入れた起債の元金及び利子の償還費)負担の程度を表す指標で、次の式で算出します。

$$\text{公債費負担比率(\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源} \quad \leftarrow \text{公債費(一般財源分)(繰上償還分は除く)}}{\text{一般財源総額}}$$

■経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、特別区税など経常的に収入される一般財源のうちどれだけが経常的経費に充てられているかを示します。次の式で算出します。

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源} \quad \leftarrow \text{経常的な支出}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債等} \quad \leftarrow \text{経常的な収入}}$$

■標準財政規模

地方自治体の標準的な状態で経常的に収入される一般財源の規模を示すもので、財政健全化判断比率などの財政指標を算定する際の分母に用いられる数値です。

目黒区財政白書2024

令和6年11月発行

発行 目黒区

編集 目黒区企画経営部財政課

目黒区上目黒2-19-15

電話 5722-9137(直通)